

主な事項の目次

| | |
|--|------|
| ① 申告書の提出、保険料・一般拠出金の納付の方法 | P.3 |
| ② 年度更新手続のしかた | P.4 |
| ③ 申告書作成までの流れ | P.6 |
| ④ 石綿（アスベスト）健康被害救済のための 「一般拠出金」の申告・納付について | P.7 |
| ⑤ 一括有期事業報告書（建設の事業）の書き方 | P.8 |
| ⑥ 一括有期事業総括表の書き方・記入例 | P.10 |
| ⑦ 建設の事業の申告書の書き方・記入例 | P.12 |
| ⑧ 林業の事業の申告書の書き方・記入例 | P.14 |
| ⑨ 確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合(充当する場合)の記入例 | P.16 |
| 記入例1 労働保険料のみ充当した場合の例 | P.17 |
| 記入例2 一般拠出金のみ充当した場合の例 | P.18 |
| 記入例3 労働保険料及び一般拠出金に充当した場合の例 | P.19 |
| 記入例4 今年度元請工事を行わなかったが、概算保険料の次年度繰越しを 希望する場合 | P.20 |
| 記入例5 充当後還付額が出る場合 | P.21 |
| 記入例6 事業を廃止した場合の例 | P.22 |
| ⑩ 還付請求する場合について | P.26 |
| ⑪ その他の注意事項 | P.27 |
| 一括有期事業「メリット」制適用事業場に対する労災保険率表 | P.29 |
| ⑫ 法人番号の記入について | P.30 |
| ⑬ 一括有期事業報告書・総括表作成のチェックポイント | P.30 |
| ⑭ 事業主・事業の名称・所在地・事業の種類(業種)等を変更した場合について | P.31 |
| ⑮ 電子申請による年度更新手續について | P.31 |
| ⑯ 労災保険率適用事業細目表 | P.32 |
| ⑰ 有期事業の一括ができる都道府県労働局の管轄区域一覧表 | P.34 |
| ⑱ 年度更新手續はパソコンから行うことができます!! | P.35 |
| ⑲ 年度更新よくある質問 | P.38 |
| ⑳ 口座振替について | P.39 |

労働保険の年度更新とは

事業主は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条）と前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条）の手續が必要です。これが「年度更新」の手續です。

この年度更新の手續は、本年度は**6月1日**から**7月11日**までの間に行ってください。

手續が遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金（納付すべき労働保険料・一般拠出金の10%）を課すことがあります。

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（これを「**保険年度**」といいます。）を単位とし、その間ですべての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金の総額に、**その事業の種類ごとに定められた保険料率**を乗じて算定します。

◎口座振替についてお知らせがあります。詳細はP.40をご覧ください。